



# 鳥取県公報

平成 25 年 7 月 31 日 (水)  
号外第 89 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 調達公告 公募型プロポーザルの実施 (水産課) . . . . . 2

# 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により売却物件の買受者を選定するので、次のとおり公告する。

平成25年 7 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 売却契約の概要

### (1) 売却物件

所在地	区分	実測面積 (平方メートル)
境港市昭和町 9 - 5	土地	2,992.40
〃	建物(仲卸店舗)	1,900.00
境港市昭和町 9 - 17	土地	5,571.26
〃	建物(共同トイレ)	37.09
〃	建物(共同トイレ)	4.83
〃	建物(多目的トイレ)	7.92

### (2) 売却の条件

買受者は、売却物件を提案した計画に従い使用しなければならない。

### (3) 計画の内容

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の仲卸店舗活用公募型プロポーザル実施要領(以下「要領」という。)により提案を受けるものとする。

### (4) 売却価格 69,200,000円以上

### (5) 引渡し予定 平成25年11月下旬

## 2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 提案した計画を、自ら適切に実施できる者であること。

(2) 提案した計画の実施に必要な知識、経験、資力、信用及び技術能力を有する者であること。

(3) 県が発行する納付書で指定する期日までに売買代金の支払が可能なる者であること。

(4) 国、県及び県内の市町村に対する税金の滞納がない者であること。

(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(6) 平成25年7月31日(水)から同年9月30日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(7) 平成25年7月31日(水)から同年9月30日(月)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止策に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。

(9) 県内に主たる事務所を有している者であること。

## 3 参加方法

### (1) 要領の交付

#### ア 交付期間及び交付時間

平成25年8月1日(木)から同月9日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午

後 5 時まで

イ 交付場所

(ア) 鳥取県農林水産部水産振興局水産課

680-8570 鳥取市東町一丁目220

電話番号：0857-26-7328

電子メール：suisan@pref.tottori.jp

ファクシミリ：0857-26-8131

(イ) 鳥取県境港水産事務所

684-0034 境港市昭和町9-7

電話番号：0859-42-3167

電子メール：sakaiminatosuisan@pref.tottori.jp

ファクシミリ：0859-42-3169

なお、郵送による交付は行わない。

(2) 企画提案参加申込書等の提出等

ア この公募型プロポーザルに参加をしようとする者は、平成25年8月9日（金）午後5時までに(1)のイの(ア)の場所に要領で定める参加者申込書及び参加資格確認書を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

イ 参加資格の有無は、平成25年8月20日（火）までに参加申込書を提出した者に通知する。この場合において参加資格があると認めた者に対しては、現場説明会及びプレゼンテーションの日時、場所等を併せて通知する。

(3) 現場説明会の開催等

ア 売却物件の所在地において、参加資格があると認めた者を対象として現地説明会を開催する。

イ 現地説明会及び要領に関する質問については、現地説明会の翌日から起算して10日以内に(1)のイの(ア)の場所に文書又は電子メールにより提出することができる。

また、提出された質問及びその回答は、参加資格があると認めた者全員に通知する。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出先

(1)のイの(ア)に同じ

イ 提出期間

平成25年9月2日（月）から同月30日（月）までとする。

なお、送付による場合は、平成25年9月30日（月）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

また、持参による提出の受付は、提出期間中の日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間とする。

ウ その他

複数の企画提案書の提出は、認めない。

4 買受者の決定方法

(1) 審査委員会による審査

ア 企画提案書の審査は、鳥取県営境港水産物地方卸売市場の仲卸店舗活用公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）の委員が、要領に定める審査基準に基づいて行う。

イ 委員会は、企画提案書を提出した者に対し、企画提案書のプレゼンテーションを行う機会を与えるものとする。

(2) 買受者の決定

ア 委員会の各委員の採点の大きい者から順に順位を付し、その順位を合計した数値が小さい者を上位とする。

なお、その数値が同じ者がいる場合は、各委員の採点を合計した数値が大きい者を上位とする。

イ アにより最も上位となった者から買受価格の見積書を徴し、1の(4)の売却価格を上回るときは、その者を買受者とする。

ウ アにより最も上位となった者を買受者とできないときは、その次に上位の者から順に見積書を徴し、買受者を決定する。

#### 5 その他

(1) 次のいずれかに該当する者は、失格とし、その者が行った提案は無効とする。

ア 2に掲げる参加資格のない者

イ 企画提案書に虚偽の記載をした者

ウ 企画提案書等の作成要件を満たしていない提案をした者。ただし、正当な理由があると認められる場合についてはこの限りでない。

エ 審査委員又は予定者に対し、この公募型プロポーザルに関する働きかけを行った者

(2) 提出された企画提案書等の書類は、返却しない。

(3) 契約の相手方が2の(8)に規定する者に該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。また、契約の相手方が2の(8)に規定する者に該当するときは、契約を解除することができる。